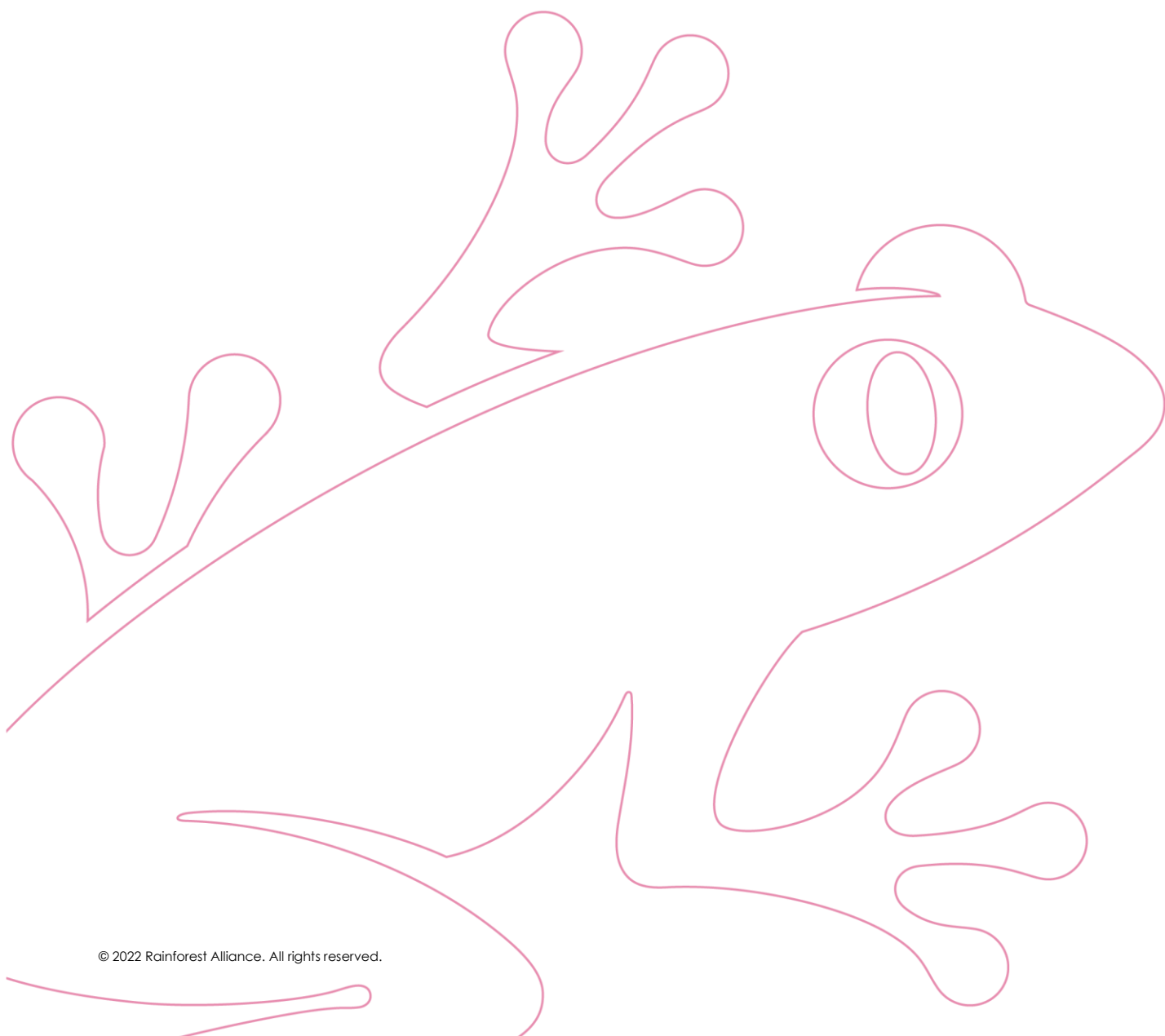


レインフォレスト・アライアンス 例外的な使用に関する方針

禁止農薬の使用において認められる例外とその使用条件

第 1.2 版





レインフォレスト・アライアンスは、自然を守り、農業生産者や森林地域に暮らす人々の生活レベル向上のために、社会と市場の持つ力を役立て、より持続可能な世界を目指します。

翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、公式の英語版を参照してください。翻訳で生じた意味の不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、www.rainforest-alliance.org にアクセスするか、info@ra.org またはレインフォレスト・アライアンス アムステルダム事務所 (De Ruijterkade 6, 1013AA Amsterdam, The Netherland) にお問い合わせください。

文書名		文書コード	版
レインフォレスト・アライアンス例外的な使用に関する方針：禁止農薬の使用において認められる例外とその使用条件		SA-P-SD-9-V1.2	1.2
初版日	改訂日	有効開始日	有効終了日
2021年6月30日	2022年7月1日	2022年7月1日	別途通知があるまでの間
Developed by:		Approved by:	
Standards Development		Director of Standards and Assurance	
リンク先 (該当する場合、資料の番号と名前)			
SA-S-SD-1 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準、農場要件 SA-S-SD-22 附属文書 第4章 農業			
差し替え文書			
RA-P-SP-7-V2.42020年6月30日までのFAO/WHOの非常に危険な農薬の例外的な使用方針 SA-P-SD-9-V1 レインフォレスト・アライアンス例外的な使用に関する方針：禁止農薬の使用において認められる例外とその使用条件			
該当者			
農場認証保有者			
国/地域			
すべて			
農作物		認証の種類	
レインフォレスト・アライアンス認証システムの範囲内のすべての作物。認証規則を参照してください。		農場認証保有者	

方針は拘束力を持ちます。方針は、それが適用される当事者にとって、関連する規則や要件を補完、または優先させるものです。

レインフォレスト・アライアンスの書面による事前承諾なしに、複製、変更、配布、再発行を含む本資料のいかなる使用も固く禁じられています。



主な変更点の概要

SA-P-SD-9-V1.1(第1.1版)と本資料 SA-P-SD-9-V1.2(第1.2版)の比較における、重要な変更点の概要です。

項目	変更内容
1.はじめに	序文を改善。次の段階的廃止を記した表を含める。
2.一般条件	2.一般条約の条項kを調整。技術文書への言及を追加。
3.3.殺線虫剤	カズサホス <ul style="list-style-type: none"> コスタリカにおいて、パイナップルに対する使用を1年間のみ例外として認める
3.3.殺線虫剤	フェナミホス： <ul style="list-style-type: none"> バナナに対する例外の範囲国にベリーズ、グアテマラ、パナマを追加
3.3.殺線虫剤	オキサミル： <ul style="list-style-type: none"> バナナに対する例外の範囲国にパナマを追加 パイナップルに対する例外の範囲国にエクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマを追加
3.3.殺線虫剤	テルブホス： <ul style="list-style-type: none"> バナナに対する例外の範囲国にベリーズ、パナマを追加
3.4.殺虫剤/殺ダニ剤	アバメクチン： <ul style="list-style-type: none"> ペルーにおいて、アスパラガスに対する使用を例外として認める アボカドに対する例外の範囲国にコロンビア、グアテマラを追加 バナナに対する例外の範囲国にベリーズ、コロンビア、ニカラグア、パナマを追加 チリにおいて、サクランボに対する使用を例外として認める 柑橘類に対する例外の範囲国にチリ、ペルーを追加 柑橘類に対する例外の病害虫範囲に <i>Colomerus vitis</i> を追加 花卉類に対する例外の範囲国にグアテマラを追加 ブドウに対する例外の範囲国にチリを追加 ブドウに対する例外の病害虫範囲にチリヒメハダニを追加 メロンに対する例外の範囲国にコスタリカを追加。 ペルーにおいて、ペッパー（トウガラシ）に対する使用を例外として認める ウガンダにおいて、ジャガイモの使用を例外として認める スイカに対する例外の範囲国にコスタリカを追加
3.4.殺虫剤/殺ダニ剤	イミダクロプリド： <ul style="list-style-type: none"> バナナに対する例外の範囲国にパナマ、スリナムを1年間のみ追加 ブラジルにおいて、柑橘類に対する使用を1年間のみ例外として認める
3.4.殺虫剤/殺ダニ剤	スピロジクロフェン <ul style="list-style-type: none"> 柑橘類に対する例外の範囲国に1年間のみチリを追加
3.4.殺虫剤/殺ダニ剤	チアクロプリド <ul style="list-style-type: none"> インドにおいて、茶類に対する使用を1年間のみ例外として認める
3.4.殺虫剤/殺ダニ剤	チアメトキサム： <ul style="list-style-type: none"> バナナに対する例外の範囲国に1年間のみコロンビアを追加 カカオに対する例外の範囲国に1年間のみインドネシアを追加



	<ul style="list-style-type: none"> カカオに対する例外の病害虫範囲にココアツマキホソガ (<i>Conopomorpha cramerella</i>) を1年間のみ追加 花卉類に対する例外の範囲国にグアテマラを1年間のみ追加 ブラジルにおいてトウモロコシに対する使用を、種子処理として1年間のみ、例外として認める コスタリカにおいて、メロンに対する使用を1年間のみ例外として認める コスタリカにおいて、パイナップルに対する使用を1年間のみ例外として認める。 コスタリカにおいて、スイカに対する使用を1年間のみ例外として認める
3.6.殺菌剤	<p>カルベンダジム：</p> <ul style="list-style-type: none"> フィリピンにおいて、バナナに対する使用を1年間のみ例外として認める
3.6.殺菌剤	<p>クロタロニル</p> <ul style="list-style-type: none"> ペルーにおいて、アスパラガスに対する使用を例外として認める ブラジルにおいて、タマネギに対する使用を1年間のみ例外として認める ブラジルにおいて、ジャガイモに対する使用を1年間のみ例外として認める 南アフリカにおいて、ルイボスに対する使用を1年間のみ例外として認める
3.6.殺菌剤	<p>ジメトモルフ</p> <ul style="list-style-type: none"> 花卉類に対して、エクアドルでの使用を例外として認める コスタリカにおいて、メロンに対する使用を例外として認める コスタリカにおいて、スイカに対する使用を例外として認める
3.6.殺菌剤	<p>エポキシコナゾール：</p> <ul style="list-style-type: none"> バナナに対する例外的対象国にベリーズとパナマを1年間のみ追加 コーヒーに対する例外的範囲国にグアテマラとニカラグアを1年間のみ追加
3.6.殺菌剤	<p>イプロジオン</p> <ul style="list-style-type: none"> 南アフリカにおいて、ルイボスに対する使用を1年間のみ例外として認める コロンビア、エクアドル、米国において、花卉類への使用を、1年間のみ例外として認める
3.6.殺菌剤	<p>マンコゼブ：</p> <ul style="list-style-type: none"> バナナに対する例外的範囲国に、ベリーズ、ブラジル、メキシコ、ニカラグア、パナマ、スリナムを追加 花卉類に対して、コロンビアとエクアドルでの使用を例外として認める ブラジルにおいて、ブドウに対する使用を例外として認める ブラジルにおいて、トウモロコシに対する使用を例外として認める ブラジル、プエルトリコにおいて、マンゴーに対する使用を例外として認める ブラジル、コスタリカにおいて、メロンに対する使用を例外として認める ブラジルにおいて、タマネギに対する使用を1年間のみ例外として認める ブラジル、チリ、ウガンダにおいて、ジャガイモに対する使用を、1年間のみ例外として認める ブラジル、コスタリカにおいて、スイカに対する使用を例外として認める
3.6.殺菌剤	<p>プロピコナゾール：</p> <ul style="list-style-type: none"> パイナップルに対する例外的範囲国にエクアドルを追加 パイナップルに対する例外的病害虫範囲に黒腐病 (<i>Ceratocystis paradoxa</i>) を追加
3.6.殺菌剤	<p>トリアジメノール</p>



	<ul style="list-style-type: none">バナナに対する例外の範囲国にニカラグアを追加
4.移行期間	移行期間が確定したため、4.移行期間 を削除。



目次

1. はじめに.....	7
2. 一般条件.....	8
3. 認められる例外とその条件	9
3.1. 肥料.....	9
3.2. 殺鼠剤.....	10
3.3. 殺線虫剤.....	12
3.4. 殺虫剤/殺ダニ剤.....	15
3.5. 貯穀害虫駆除のための燻蒸剤.....	22
3.6. 殺菌剤.....	24
3.7. 除草剤.....	31



1. はじめに

健康で回復力のある農業生態系は、農薬への依存を最小限に抑えて構築・維持することができます。適正農業規範と総合的病害虫管理（IPM）の活動内容を実施することで、生産者は人間と環境の健康を守りながら、長期的な病害虫駆除を実現することが可能です。

世界的に低投入型農業への移行が進められているものの、多くの農業モデルは、人や生態系に有害であることが知られている非常に有害な農薬（HHPs）を含む農薬に依存しているのが現状です。この例外的な使用に関する方針（EUP）の目的は、レインフォレスト・アライアンス（RA）2020 持続可能な農業基準と並んで、HHPs の使用を段階的に廃止していく過程で生産者を支援することです。そのため、EUP はレインフォレスト・アライアンスの禁止農薬リストに含まれる特定の農薬の使用を、限定的に例外として認めています。例外は、特定の農作物、病害虫、国の組み合わせ、および特定の期間のみ認められません。例外が認められるのは、HHPs に代わる実行可能な代替品がない場合、および問題の有効成分の使用を制限することで農場の経済的存続が阻害される場合のみです。さらに、例外が認められる場合、生産者は HHP の継続使用による人や環境への悪影響を最小限に抑えるための緩和策を実施し、毒性の低い代替品を積極的に探さなければなりません。

EUP 申請の評価と例外を認める過程では、特定の農業生態学的状況、生産者のニーズ、病害虫の圧力、利用可能な代替品について徹底的に分析します。この分析は、レインフォレスト・アライアンスの IPM チームと、関連分野の持続可能な生産について幅広い知識を持つ外部の科学者や技術専門家の有識者団によって実施されます。また、登録農薬や最大残留基準値に関する国別の詳細を評価するために、グローバルな農作物保護データベース [HomoLoga®](#) などの外部ツールも利用しています。

重要事項

- EUP は、付属文書 S7 に記載された申請手順に従い、認証生産者から送られた申請をもとに作成されます。申請は上記のように処理・分析され、最終的な決定は RA 内部の IPM チームによる多数決で下されます。EUP は前期に寄せられた申請をもとに、半年ごとに更新されます。
- RA の IPM 戦略と持続可能な農業の目標に沿って、ロッテルダム条約、ストックホルム条約、モントリオール議定書において有害と分類されるパラコート、フィプロニル、または禁止リストに記載されている有効成分の例外は認められません。
- 今後の段階的廃止：3.認められる例外とその条件 で認められた以下の例外は、**2023 年 6 月 30 日**までに終了することをご考慮ください。

カズサホス - パイナップル

クロルピリホス - バナナ、パイナップル

フィプロニル - 柑橘類、花卉類

イミダクロプリド - バナナ、ブドウ、柑橘類、コーヒー

スピロジクロフェン - 柑橘類

チアクロプリド - 茶類

チアメトキサム - バナナ、柑橘類、カカオ、コーヒー、花卉類、ブドウ、トウモロコシ、メロン、パイナップル、茶類、スイカ

カルベンダジム - バナナ

クロロタロニル - タマネギ、ジャガイモ、ルイボス

エポキシコナゾール - バナナ、コーヒー

イプロジオン - 花卉類、ルイボス

マンコゼブ - タマネギ、ジャガイモ

グルホシネートアンモニウム - 柑橘類

レインフォレスト・アライアンスの統合的病害虫管理のアプローチと EUP の手順についての詳細は、[こちらのウェブサイト](#)をご覧ください。



2. 一般条件

- a. 本方針の条件または要件のいずれかに適合しない場合、レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準の主要要件 4.6.2 に対する不適合とみなされる。
- b. 例外は、特定の農作物、病害虫、国の組み合わせに対してのみ、また、許可された例外の項目の表に明記されている、定義された期間において認められる。
- c. 本方針に記載された有効成分の市販製剤は、特定の農作物と対象病害虫の組み合わせについて国内で登録されている場合のみ使用できる。
- d. 認証事業者は、本方針に記載されている農薬の準備と散布に関するラベル、製品安全データシート (MSDS)、セキュリティタグの情報および要件に従わなければならない。
- e. 本方針に記載されている有効成分を使用する認証事業者は、特に以下に重点を置き、それぞれの IPM および農薬管理の要件に準拠していること。
 - 病害虫の予防と監視 (要件 4.5.1 および 4.5.2),
 - 非化学的防除方法の使用 (要件 4.5.3),
 - 研修と PPE の使用 (要件 4.6.3),
 - 立ち入り制限と農薬散布から収穫までの適切な間隔の設定・実施 (要件 4.6.5),
 - 農薬の飛散低減 (要件 4.6.6),
 - 空中散布に関する要件 (要件 4.6.7),
 - 空の農薬容器と散布装置の管理 (要件 4.6.9),
 - 農薬の保管 (要件 4.6.11 および 4.6.12).
- f. 本方針に記載されている有効成分は、抵抗性管理のためのローテーションの一環として、より毒性の低い物質と交互に使用する。
- g. 本方針に記載されている有効成分を使用する認証事業者は、最大限の効果を得られ、無駄を抑えて、農薬の飛散を低減するために最適な農薬散布装置と技術を選択する。液体スプレーを使用する場合、正しいノズルタイプを採用する。装置の検査は、少なくとも年 1 回、各メンテナンスの後、また異なる種類の農薬を使用する前に行う。
- h. 生産者は、製品の生産国および既知の仕向国によって設定された最大残留基準 (MRL) を遵守する措置を講じる。
- i. 本方針に記載されている有効成分を定期的に取り扱う労働者は、少なくとも年 1 回の健康診断を受ける。定期的に**有機リン系またはカーバメート系農薬¹**にさらされる場合、コリンエステラーゼの検査が含まれる。労働者は健康診断の結果を知ることができる (要件 5.6.16)。
- j. 小規模農場の場合、散布は一元化された専門の散布チームによって実行される。
- k. 本方針に含まれる葉病防除に対するトリアゾール系薬剤 (シプロコナゾール、エポキシコナゾール、プロピコナゾール、トリアジメノール) の土壌への散布は、汚染リスクを最小限に抑えながら例外となる物質を最も正確かつ効率的に使用しなければならないため、禁止とする。詳しくは、[コーヒーノキ葉さび病 \(Hemileia Vastatrix\) 防除のためのトリアゾール系薬剤の使用について | レインフォレスト・アライアンス \(rainforest-alliance.org\)](#)
- l. 本方針に記載されている有効成分を使用する認証事業者は、毎年、使用量のデータをレインフォレスト・アライアンスに提出する必要がある。1月1日から12月31日までの情報を[このテンプレート](#)にまとめて、翌年の最初の2ヶ月以内に IPM@ra.org へメールで送信する。

¹これらの物質は、表中にアスタリスク (*) を付けて記されています。

3. 認められる例外とその条件

3.1. 肥料

レインフォレスト・アライアンスは、表1に記載された条件を完全に満たす場合に限り、以下の肥料の使用を許可します。

表1. 認められる禁止肥料の例外

有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
ホウ砂	1303-96-4	慢性毒性	適用外	すべての農作物	すべての国	2024年6月30日	-本方針3.1.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -肥料はホウ素欠乏が確認された土壌にのみ散布することが認められる。
ホウ酸	10043-35-3	慢性毒性	適用外	すべての農作物	すべての国	2024年6月30日	-本方針3.1.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -肥料はホウ素欠乏が確認された土壌にのみ散布することが認められる。

3.1.1. 急性毒性および慢性毒性を有する物質のリスク管理要件：

- 50歳未満の女性は、これらの農薬の散布は行わず、散布場所には立ち入らない、または近寄らない。
- 防護用具(PPE)は製品のラベルまたは製品安全データシート(MSDS)の記載どおりに着用する。散布者のPPEの詳細がラベルに記載されていない場合は、目を保護するもの(フェイスマスクやゴーグルなど)、および呼吸用保護具(防毒マスクなど)を備えた基本的な防護服²を着用する。
- 製品のMSDS、ラベルまたはセキュリティタグに規定された立ち入り制限時間(REI)を設定し、PPEを着用せずに農薬散布区域に入る人を保護するものとする。REIが異なる2つ以上の製品が同時に使用される場合、最も長い間隔が適用される。
- 散布者の1日の最大散布時間は8時間、最大4時間ずつの2シフトとし、散布時間の間には残留物を洗い流すために入浴し、シフトごとに清潔なPPE衣類を着用する。散布は一日のうちで最も涼しい時間帯に行われる。
- 影響を受ける可能性のある人たちまたはコミュニティを事前に特定し、散布前に警告する。散布された範囲を明確に示すために、わかりやすい旗や標識を使い、散布場所への立ち入りを禁止する。

² 農薬取扱者の服装や靴は、長袖シャツの上につなぎ型の作業着、長ズボン、靴下、頑丈な靴を着用し、耐薬品手袋、目の保護具(フェイスマスクやゴーグルなど)、呼吸保護具(防毒マスクなど)を着用します。付属文書S1用語集 [Annex-1-Glossary.pdf \(rainforest-alliance.org\)](#) より。

3.2. 殺鼠剤

レインフォレスト・アライアンスは、表 2 に記載された条件を完全に満たす場合に限り、以下の殺鼠剤の使用を許可します。

表 2. 認められる禁止殺鼠剤の例外

有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
プロディオファコム	56073-10-0	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	- 殺鼠剤を練り込んだ餌付き捕獲器のみ使用可能。インフラへの使用のみに限定される。 - 本指針 3.2.1 項および 3.2.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
プロマジオロン	28772-56-7	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	
プロメタリン	63333-35-7	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	
クロロファシノン	3691-35-8	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	
クマテトラリル	5836-29-3	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	
ジフェチアロール	104653-34-1	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	
ダイファシノン	82-66-6	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	
フロクマフェン	90035-08-8	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	
ストリキニーネ	57-24-9	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	
ワルファリン	81-81-2	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024 年 6 月 30 日	



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
リン化亜鉛	1314-84-7	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	すべての農作物	すべての国	2024年6月30日	
プロディファコム	56073-10-0	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	パイナップル	コスタリカ	2024年6月30日	-ペレット製剤の使用は許可されるが、果物がある生産区画に限定される。 -本指針 3.2.1 項および 3.2.3 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
プロマジオロン	28772-56-7	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	パイナップル	コスタリカ	2024年6月30日	
フロクマフェン	90035-08-8	急性毒性	齧歯目 (<i>Mus</i> 属、 <i>Rattus</i> 属、 <i>Oligoryzomys</i> 属、 <i>Peromyscus</i> 属、 <i>Sigmodon</i> 属)	パイナップル	コスタリカ	2024年6月30日	

3.2.1. 殺鼠剤のリスク管理要件：

- ネズミ類の餌となるもの、ゴミを排除する。
- ネズミ類の繁殖場所をなくす、または減らす。
- 排水路の手入れをきちんと行い、水の流出に対して排水機能が働き、水が滞留しないようにする。
- 機械または微生物を利用した防除方法、あるいはビタミンDによる防除方法が有効でないことが証明された場合にのみ、殺鼠剤を使用する。
- ネズミ類の死骸は手袋をつけて取り扱い、人間や野生動物の健康、水質汚染へのリスクがない場所に埋める。
- ネズミ類の駆除のために猛禽類が止まりやすいよう、農場内に木や人工物を戦略的に配置する。³
- ネズミ類を追い払う効果のある植物を非生産範囲に植える (例: *Petiveria alliacea*, *Allium* 属、*Cinnamomum camphora*, *Viburnum* 属、*Euphorbia* 属、*Artemisia absinthium* または *Mentha spicata*)

3.2.2. 餌付き捕獲器に関する追加要件：

- ベイトステーションは、いたずら防止機能付きで固定できるもの、対象となる害虫のみの侵入を可能にする方式と大きさで作られていること。
- 餌付き捕獲器は毎週検査する。
- ネズミ類の活動が低下している、または餌を食べた形跡がない場合は、餌付き捕獲器を除去するか、餌の量を減らす。
- 餌付き捕獲器は水生生態系から最低 10m の距離をおいて設置する。

3.2.3. ペレット製剤に関する追加要件：

- 鳥が餌と混同しないような製剤のみを使用する。

³ 推奨：猛禽類のための巣箱を設置し、繁殖場所を確保しやすくする。



- b. 日常的な使用は禁止。
- c. フェンスやその他の効果的なセキュリティ対策を講じることにより、見物人の立ち入りを回避する。
- d. ペレットは水生生態系から最低 10m の距離をおいて設置する。

3.3. 殺線虫剤

レインフォレスト・アライアンスは、表 3 に記載された条件を完全に満たしている場合に限り、以下の殺線虫剤の使用を許可します。

表 3. 認められる殺線虫剤の例外

有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
カズサホス*	95465-99-9	急性毒性	線虫類 (各種)	バナナ	コスタリカ ホンジュラス グアテマラ エクアドル	2024 年 6 月 30 日	-本指針 3.3.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -植物の根域に正確に製剤を散布するスポット散布方法のみ許可される。 -鳥が餌と混同しない製剤のみを使用。 -これらの殺線虫剤を散布する装置は、日常的に検査を行う。
			カタツムリ (<i>Ceciliodes aperta</i> , <i>Opeas pumilum</i>)	パイナップル	コスタリカ	2023 年 6 月 30 日	-本指針 3.3.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -予防的な使用は認められない。-1 サイクルに 1 回のみ散布が許可される。 -鳥が餌と混同しない製剤のみを使用。 -これらの殺線虫剤を散布する装置は、日常的に検査を行う。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
エトプロホス; エトプロップ*	13194-48-4	急性毒性	線虫類 (各種)	バナナ	コスタリカ ホンジュラス グアテマラ エクアドル	2024年6月30日	-本指針 3.3.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -植物の根域に正確に製剤を散布するスポット散布方法のみ許可される。 -鳥が餌と混同しない製剤のみを使用。 -これらの殺線虫剤を散布する装置は、日常的に検査を行う。
			線虫類 (各種)、 コムカデ綱 (<i>Scutigerella immaculata</i>)	パイナップル	コスタリカ	2024年6月30日	-本指針 3.3.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -鳥が餌と混同しない製剤のみを使用。 -密閉型キャビントラクターによる散布方法のみ許可される。
フェナミホス*	22224-92-6	急性毒性	線虫類 (各種)	バナナ	ベリーズ コスタリカ グアテマラ パナマ	2024年6月30日	-本指針 3.3.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -鳥が餌と混同しない製剤のみを使用。 -スポット散布のみ。 -1年に1回のみ散布が許可される。
			線虫類 (各種)	パイナップル	コスタリカ コートジボワール	2024年6月30日	-本指針 3.3.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -鳥が餌と混同しない製剤のみを使用。 -密閉型キャビントラクターによる散布方法のみ許可される。
オキサミル*	23135-22-0	急性毒性	線虫類 (各種)、 バショウオオサゾウムシ (<i>Cosmopolites sordidus</i>)	バナナ	カメルーン コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス コートジボワール パナマ フィリピン	2024年6月30日	-本指針 3.3.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -スポット散布のみ。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
					スペイン・カナリア諸島のみ		
			線虫類（各種）	パイナップル	コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス コートジボワール パナマ	2024年6月30日	-本指針 3.3.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -密閉型キャビントラクターによる散布方法のみ許可される。
テルブホス*	13071-79-9	急性毒性	線虫類（各種）、 バシヨウオオサゾウムシ (<i>Cosmopolites sordidus</i>)	バナナ	ベリーズ カメルーン コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス コートジボワール パナマ	2024年6月30日	-本指針 3.3.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -スポット散布のみ。 -鳥が餌と混同しない製剤のみを使用。 -これらの殺線虫剤を散布する装置は、日常的に検査を行う。

3.3.1. 急性および慢性毒性を有する物質に関するリスク管理要件：

- 50歳未満の女性は、これらの農薬の散布は行わず、散布場所には立ち入らない、または近寄らない。
- 防護用具(PPE)は製品のラベルまたは製品安全データシート (MSDS) の記載どおりに着用する。散布者の PPE の詳細がラベルに記載されていない場合は、目を保護するもの（フェイスマスクやゴーグルなど）、および呼吸用保護具（防毒マスクなど）を備えた基本的な防護服を着用する。
- 製品の MSDS、ラベルまたはセキュリティタグに規定された立ち入り制限時間 (REI) を設定し、PPE を着用せずに農薬散布区域に入る人を保護するものとする。REI が異なる 2 つ以上の製品が同時に使用される場合、最も長い間隔が適用される。
- 散布者の 1 日の最大散布時間は 8 時間、最大 4 時間ずつの 2 シフトとし、散布時間の間には残留物を洗い流すために入浴し、シフトごとに清潔な PPE 衣類を着用する。散布は一日のうちで最も涼しい時間帯に行われる。
- 影響を受ける可能性のある人たちはまたはコミュニティを事前に特定し、散布前に警告する。散布された範囲を明確に示すために、わかりやすい旗や標識を使い、散布場所への立ち入りを禁止する。



3.4. 殺虫剤/殺ダニ剤

レインフォレスト・アライアンスは、表4に記載された条件を完全に満たす場合に限り、以下の殺虫剤/殺ダニ剤の使用を許可します。

表4. 認められる禁止殺虫剤/殺ダニ剤の例外

有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
アバメクチン ⁴	71751-41-2	急性毒性	植食性ダニ (<i>Tetranychus urticae</i>)	アスパラガス	ペルー	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			ダニ (<i>Oligonychus</i> 属, <i>Panonychus</i> 属, <i>Brevipalpus chilensis</i> , <i>Tetranychus urticae</i> , <i>Polyphagotarsonemus latus</i> , <i>Aceria sheldoni</i> , <i>Bryobia rubrioculus</i>)、アザミウマ (<i>Heliothrips haemorrhoidalis</i> , <i>Frankliniella</i> 属)	アボカド	チリ コロンビア グアテマラ メキシコ ペルー	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			線虫類 (各種)、バショウオオサゾウムシ (<i>Cosmopolites sordidus</i>)、コナカイガラムシ (<i>Pseudococcus</i> 属, <i>Ferrisia</i> 属, <i>Dysmicoccus</i> 属)、ダニ (<i>Tetranychus</i> 属)	バナナ	ベリーズ コロンビア コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス ニカラグア パナマ	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			植物食性ダニ類 (<i>Panonychus ulmi</i> , <i>Tetranychus urticae</i> , <i>Bryobia rubrioculus</i> , <i>Brevipalpus chilensis</i> ,	サクランボ	チリ	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。

⁴推奨：製剤によっては、アバメクチンと園芸用または蒸留範囲が狭く高度に精製されたオイルを併用することで、効果が高まり、散布時の農薬の飛散を低減することができる。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
			<i>Eriophyes erineus</i> , <i>Oligonychus yothersi</i> , <i>Panonychus citri</i> , <i>Aculus cornutus</i>)、アザミウマ (<i>Frankliniella occidentalis</i>)				
			植食性ダニ (<i>etranychus urticae</i> , <i>Oligonychus</i> 属, <i>Panonychus</i> 属, <i>Brevipalpus</i> 属, <i>Polyphagotarsonemus latus</i> , <i>Eriophyes</i> 属, <i>Aceria sheldoni</i> , <i>Bryobia rubrioculus</i> , <i>Phyllocoptruta oleivora</i> , <i>Colomerus vitis</i>)、ミカンハモグリガ (<i>Phyllocnistis citrella</i>)、クロトンアザミウマ (<i>Heliothrips haemorrhoidalis</i>)、ミカンキジラミ (<i>Diaphorina citri</i>)	柑橘類	ブラジル チリ ペルー	2024年6月30日	-本指針 3.4.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			ハモグリガの一種 (<i>Leucoptera coffeella</i>)、ダニ (<i>Tetranychus urticae</i> , <i>Oligonychus ilicis</i> , <i>Brevipalpus phoenicis</i>)、線虫類 (各種)	コーヒー	ブラジル コロンビア エルサルバドル グアテマラ ホンジュラス ニカラグア パナマ タンザニア ザンビア	2024年6月30日	-本指針 3.4.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			ダニ (<i>Tetranychus</i> 属)、ハモグリバエ (<i>Liriomyza</i> 属)、アザミウマ (<i>Frankliniella</i> 属, <i>Thrips</i> 属)、線虫類 (各種)	花卉類	コロンビア エクアドル グアテマラ メキシコ	2024年6月30日	-本指針 3.4.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			ダニ (<i>Colomerus vitis</i> , <i>Tetranychus</i> 属, <i>Brevipalpus chilensis</i>)、ネッタイマダラメイガ (<i>Cryptoblabes gnidiella</i>)	ブドウ	ブラジル チリ ペルー	2024年6月30日	-本指針 3.4.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
			カイガラムシ類 (<i>Pinnaspis aspidistrae</i>)	マンゴー	ブラジル	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			ハモグリバエ (<i>Liriomyza</i> 属)、ダニ (<i>Tetranychus</i> 属)、アメリカウリノメイガの幼虫 (<i>Diaphania nitidalis</i>)、タバココナジラミ (<i>Bemisia tabaci</i>)	メロン	ブラジル コスタリカ	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			ダニ (<i>Polyphagotarsonemus latus</i>)	ペッパー (トウガラシ)	ペルー	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			ハモグリバエ (<i>Liriomyza huidobrensis</i>)	ジャガイモ	ウガンダ	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			ハモグリバエ (<i>Liriomyza</i> 属)	スイカ	ブラジル コスタリカ	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
ホウ砂	1303-96-4	慢性毒性	ハキリアリ、シロアリ	すべての農作物	すべての国	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
ホウ酸	10043-35-3	慢性毒性	ハキリアリ、シロアリ	すべての農作物	すべての国	2024年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
クロルピリホス*	2921-88-2	慢性毒性	コナカイガラムシ (<i>Pseudococcus</i> 属、 <i>Ferrisia</i> 属、 <i>Dysmicoccus</i> 属)、アブラムシ (<i>Pentalonia</i> 属)、ハムシ科の一種 (<i>Colaspis</i> 属)	バナナ	コロンビア コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス フィリピン	2023年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -含浸プラスチックにのみ使用可。 -例外について、有効期限後は更新の対象外とする。
			コムカデ綱 (<i>Scutigerella immaculata</i>)	パイナップル	コスタリカ エクアドル コートジボワール	2023年6月30日	-本指針3.4.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -密閉型キャビントラクターによる散布方法のみ許可される。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
							-開花前のみ使用可。 -例外について、有効期限後は更新の対象外とする。
フィプロニル	120068-37-3	重大な影響 (授粉媒介者のリスク)	ハキリアリ (複数種)	柑橘類	ブラジル	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -アリ塚やアリの通り道への固形ベイト剤の散布に限定される。フィプロニルの液体散布は禁止。
			アザミウマ (<i>Frankliniella</i> 属、 <i>Thrips</i> 属)、ハモグリバエ (<i>Liriomyza</i> 属)、ヤガ科の蛾の一種 (<i>Copitarsia</i> 属)	花卉類	コスタリカ	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -温室などの密閉環境下でのみ使用可能。 -例外について、有効期限後は更新の対象外とする。
イミダクロプリド	138261-41-3	重大な影響 (授粉媒介者のリスク)	コナカイガラムシ (<i>Pseudococcus</i> 属、 <i>Ferrisia</i> 属、 <i>Dysmicoccus</i> 属)、アブラムシ (<i>Pentalonia</i> 属)、バシヨウオサゾウムシ (<i>Cosmopolites sordidus</i>)	バナナ	カメルーン コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス コートジボワール パナマ フィリピン スリナム	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -スポット散布のみ可。
			ブドウネアブラムシ (<i>Viteus vitifoliae</i>)	ブドウ	ペルー	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -スポット散布のみ可。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
			ミカンキジラミ (<i>Diaphorina citri</i>)	柑橘類	ブラジル	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -灌注処理のみ可 (スポット散布)。
			コーヒーノミキクイムシ (<i>Hypothenemus hampei</i>)	コーヒー	コスタリカ	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -収穫前と後に慣習的な管理方法を実施。 -開花登録を行う。 -開花後 60 日から 90 日の間のみ散布する。 -閾値は 4%。 -スポット散布のみ可。
スピロジクロフェン	148477-71-8	慢性毒性	ヒメハダニ科のダニの一種 (<i>Brevipalpus yothersi</i>)	柑橘類	ブラジル チリ	2023年6月30日	-本指針 3.4.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
チアクロプリド	111988-49-9	慢性毒性	カスミカメムシ科の一種 (<i>Helopeltis theivora</i>)	茶類	インド	2023年6月30日	-本指針 3.4.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
チアメトキサム	153719-23-4	深刻な影響 (授粉媒介者のリスク)	線虫類 (各種)、バショウオオサゾウムシ (<i>Cosmopolites sordidus</i>)、コナカイガラムシ (<i>Pseudococcus</i> 属、 <i>Ferrisia</i> 属、 <i>Dysmicoccus</i> 属)	バナナ	カメルーン コロンビア エクアドル グアテマラ ホンジュラス パナマ	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -スポット散布のみ可。
			ミカンキジラミ (<i>Diaphorina citri</i>)	柑橘類	ブラジル	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -灌注処理のみ可 (スポット散布)。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
			カスミカメムシ科の一種 (<i>Distantiella theobroma</i>)、カ スミカメムシ (<i>Sahlbergella singularis</i>)、ココアツマキホソ ガ (<i>Conopomorpha cramerella</i>)	カカオ	ガーナ インドネシ ア コートジボ ワール ナイジェリ ア	2023年6月30 日	-本指針 3.4.2 項に記載されてい るリスク管理要件を完全に満た していること。 -年間 4 回まで散布が許可され る。 -ガーナにおいては、8 月から 12 月にかけて散布が実施される。 -コートジボワールでは、7 月・ 8 月 (28 日間隔)、12 月・1 月 (28 日間隔) に散布が実施され る。 -スポット散布のみ可。
			コナカイガラムシ (<i>Planococcus lilacinus</i> 、 <i>Pseudococcus</i> 属、 <i>Dysmicoccus</i> 属、 <i>Neochavesia caldasiae</i> 、 <i>Puto barberi</i> 、 <i>Rhizoecu</i> 属)、コーヒーノミキク イムシ (<i>Hypothenemus hampei</i>)、 ハモグリガの一種 (<i>Leucoptera coffeella</i>)、セミ科の一種 (<i>Quesada gigas</i>)	コーヒー	ブラジル コロンビア エルサルバ ドル グアテマラ ホンジュラ ス ニカラグア パナマ ペルー タンザニア ザンビア	2023年6月30 日	-本指針 3.4.2 項に記載されてい るリスク管理要件を完全に満た していること。 -コーヒーノミキクイムシ：収穫 前と後に慣習的な管理方法を実 施。 -開花登録を行う。 -開花後 60 日から 90 日の間にの み散布する。 -閾値は 4%。 -灌注処理のみ可 (スポット散 布)。
			アブラムシ (<i>Macrosiphum</i> 属、 <i>Myzus</i> 属)、アザミウマ (<i>Frankliniella</i> 属、 <i>Thrips</i> 属)、コナジラミ (<i>Trialeurodes</i> 属)	花卉類	コロンビア エクアドル グアテマラ	2023年6月30 日	-本指針 3.4.2 項に記載されてい るリスク管理要件を完全に満た していること。 -温室などの密閉環境下でのみ使 用可能。
			ワタフキカイガラムシ科の一種 (<i>Eurhizococcus brasiliensis</i>)	ブドウ	ブラジル	2023年6月30 日	-本指針 3.4.2 項に記載されてい るリスク管理要件を完全に満た していること。 -スポット散布のみ可。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
			カメムシ (<i>Dichelops melacanthus</i>)	トウモロコシ	ブラジル	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -種子処理としてのみ許可される。
			タバココナジラミ (<i>Bemisia tabaci</i>)	メロン	コスタリカ	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			コナカイガラムシ科 (<i>Dysmicoccus brevipes</i>)	パイナップル	コスタリカ	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			カシカメムシ科の一種 (<i>Helopeltis theivora</i>)	茶類	インド	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -スポット散布のみ可。
			タバココナジラミ (<i>Bemisia tabaci</i>)	スイカ	コスタリカ	2023年6月30日	-本指針 3.4.2 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。

3.4.1. 急性および慢性毒性を有する物質に関するリスク管理要求事項：

- 50歳未満の女性は、これらの農薬の散布は行わず、散布場所には立ち入らない、または近寄らない。
- 防護用具(PPE)は製品のラベルまたは製品安全データシート (MSDS) の記載どおりに着用する。散布者の PPE の詳細がラベルに記載されていない場合は、目を保護するもの (フェイスマスクやゴーグルなど)、および呼吸用保護具 (防毒マスクなど) を備えた基本的な防護服⁵を着用する。
- 製品の MSDS、ラベルまたはセキュリティタグに規定された立ち入り制限時間 (REI) を設定し、PPE を着用せずに農薬散布区域に入る人を保護するものとする。REI が異なる 2 つ以上の製品が同時に使用される場合、最も長い間隔が適用される。
- 散布者の 1 日の最大散布時間は 8 時間、最大 4 時間ずつの 2 シフトとし、散布時間の間には残留物を洗い流すために入浴し、シフトごとに清潔な PPE 衣類を着用する。散布は一日のうちで最も涼しい時間帯に行われる。

⁵ 農薬取扱者の服装や靴は、長袖シャツの上につなぎ型の作業着、長ズボン、靴下、頑丈な靴を着用し、耐薬品手袋、目の保護具 (フェイスマスクやゴーグルなど)、呼吸保護具 (防毒マスクなど) を着用します。付属文書 S1 用語集 [Annex-1-Glossary.pdf \(rainforest-alliance.org\)](#) より。



- e. 影響を受ける可能性のある人たちまたはコミュニティを事前に特定し、散布前に警告する。散布された範囲を明確に示すために、わかりやすい旗や標識を使い、散布場所への立ち入りを禁止する。

3.4.2. 深刻な影響（授粉媒介者に対する毒性）を有する物質に関する一般的なリスク管理要件：

- a. 生産者はこれらの物質について、花をつける農作物には散布せず、花をつける雑草への飛散を防止し、益虫（天敵や授粉媒介者）が好む農作物を覆い保護する。
- b. 益虫を監視し、その結果に基づいて散布時期を決定する。活動量が高い時間帯の散布は避ける。授粉媒介者の活動量が低い時間帯である午後6時以降の遅い時間帯や夜間に散布を行うのが理想的である。
- c. 授粉に養蜂箱を使用している場合、薬剤散布中は一時的にその箱を覆い保護する。養蜂箱には、散布区域外のきれいな水を使用する。
- d. 土壌への接触や地下水への溶出を軽減するため、最大限に土壌を被覆する（被覆作物、マルチング、作物残渣など）。ただし、灌注処理の場合は該当しない。
- e. 益虫のエサや住みかになるものを提供するため、またより安定した農業生態系を育むために、農場外または農場内の農作物の畑の端に原生植物の花畑を作る。

3.5. 貯穀害虫駆除のための燻蒸剤

レインフォレスト・アライアンスは、表5に記載された条件を完全に満たす場合に限り、貯穀害虫駆除のために以下の燻蒸剤の使用を許可します。

表5. 認められる禁止燻蒸剤の例外

有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
リン化アルミニウム ホスフィン	20859-73-8 7803-51-2	吸入すると生命に危険	複数	カカオ	すべての国	2024年6月30日	-本指針3.5.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -収穫後の工程にのみ使用が許可される。
リン化アルミニウム ホスフィン	20859-73-8 7803-51-2	吸入すると生命に危険	複数	コーヒー	すべての国	2024年6月30日	-本指針3.5.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -収穫後の工程にのみ使用が許可される。



リン化アルミニウム リン化マグネシウム ホスフィン	20859-73-8 12057-74-8 7803-51-2	吸入すると生命に危険	複数	ハーブ類、スパイス類	すべての国	2024年6月30日	-本指針 3.5.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -収穫後の工程にのみ使用が許可される。
リン化マグネシウム ホスフィン	12057-74-8 7803-51-2	吸入すると生命に危険	アザミウマ (<i>Frankliniella</i> 属、 <i>Thrips</i> 属)	花卉類	コロンビア	2024年6月30日	-本指針 3.5.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
リン化アルミニウム リン化マグネシウム ホスフィン	20859-73-8 12057-74-8 7803-51-2	吸入すると生命に危険	複数	適用される法律で義務付けられる場合、あらゆる農作物	すべての国	2024年6月30日	-本指針 3.5.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -収穫後の工程にのみ使用が許可される。

3.5.1. 燻蒸剤に関するリスク管理要件：

- a. 燻蒸剤は、ガス漏れ検知器（ガスメーター）が設置されている閉鎖・管理・密閉された環境でのみ適用される。これらの検知器は、携帯用機器でもよい。
- b. 燻蒸処理を行う倉庫またはコンテナの周囲には緩衝地帯を設ける。緩衝地帯は、保護具（例：ガスマスク）を着用した許可された者のみが立ち入り可能。緩衝地帯の広さは、散布量、施設、倉庫・コンテナの大きさに応じ、3～150mとする。火災防止目的だけでなく、許容範囲の職業ばく露限界値を管理するために、ガスメータを緩衝地帯の周囲に沿って数カ所に設置する。パラメータは、国の規制または下記（どちらか厳しい方）と照合されます。
 - i. 濃度が 0.3ppm を超えた場合、無防備な労働者や見物人の立ち入りを禁止し、その区域から避難させる。
- c. 燻蒸処理が行われる場所や物質が保管されている場所の近くでは、ホスフィンガスが不意に発火しないような方法で電気を設置し、すべての発火源を取り除く。
- d. 燻蒸剤取扱者は、製品別研修資料、施設別情報に関する年次必修研修を修了していること。燻蒸が行われる現場、または物質を保管している場所で働く人は、消火のための特定の消火器（砂、二酸化炭素の粉末）の使用について訓練を受け、その設備を装備していること。消火のために水を使用することは禁止されている。
- e. 防護用具(PPE)は製品のラベルまたは製品安全データシート (MSDS : Material Safety Data Sheet) の記載どおりに着用する。散布者の PPE の詳細がラベルに記載されていない場合は、目を保護するもの（フェイスマスクやゴーグルなど）を備えた基本的な防護服⁶、および下記の呼吸用保護具を着用する。

⁶農薬取扱者の服装や靴は、長袖シャツの上につなぎ型の作業着、長ズボン、靴下、頑丈な靴を着用し、耐薬品手袋、目の保護具（フェイスマスクやゴーグルなど）、呼吸保護具（防毒マスクなど）を着用します。付属文書 S1 用語集 [Annex-1-Glossary.pdf \(rainforest-alliance.org\)](https://www.rainforest-alliance.org/annex-1-glossary.pdf) より。



濃度	必須装備
3 ppm 以下	送気マスク
7.5 ppm 以下	一定流量形の送気マスク
15 ppm 以下	<ul style="list-style-type: none"> 全面形自給式呼吸器、または、 全面形送気マスク、または、 直結式または隔離式の全面形ろ過式呼吸用保護具（防毒マスク）
50 ppm 以下	<ul style="list-style-type: none"> プレッシャデマンド式の全面形送気マスク、または プレッシャデマンド式の全面形自給式呼吸器
不明	全面形自給式呼吸器

出典:米国立労働安全衛生研究所 (NIOSH)の推奨する装備

3.6. 殺菌剤

レインフォレスト・アライアンスは、表 6 に記載された条件を完全に満たす場合に限り、以下の殺菌剤の使用を許可します。

表 6. 認められる殺菌剤の例外

有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
カルベンダジム	10605-21-7	慢性毒性	黒点病 (<i>Fusarium</i> 属、 <i>Cercospora hayi</i>)、炭疽病 (<i>Colletotrichum</i> 属)	バナナ	フィリピン	2023 年 6 月 30 日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			萎ちょう病 (<i>Fusarium</i> 属)、炭疽病 (<i>Colletotrichum gloeosporioides</i>)、黒腐病 (<i>Thielaviopsis paradoxa</i>)	パイナップル	コスタリカ	2024 年 6 月 30 日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -開花前のみ使用可。 -トラクター（密閉型）とブームスプレーヤーによる散布方法のみ許可される。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
クロロタロニル	1897-45-6	慢性毒性	葉枯病 (<i>Stemphylium vesicarium</i>)	アスパラガス	ペルー	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			黒シガトカ病 (<i>Micosphaarella fijiensis</i>)、黄シガトカ病 (<i>Micosphaarella musicola</i>)、バナナ黒点病 (<i>Phyllosticta musarum</i>)	バナナ	コロンビア コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス フィリピン	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			黒斑病 (<i>Alternaria porri</i>)	タマネギ	ブラジル	2023年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			疫病 (<i>Phytophthora infestans</i>)、夏疫病 (<i>Alternaria solani</i>)	ジャガイモ	ブラジル	2023年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			灰色かび病 (<i>Botrytis cinerea</i>)、炭疽病 (<i>Colletotrichum acutatum</i>)	ルイボス	南アフリカ	2023年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -苗木、苗床にのみ使用を許可。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
シプロコナゾール	94361-06-5	慢性毒性	コーヒーノキ葉さび病 (<i>Hemileia vastatrix</i>)、炭疽病 (<i>Colletrotrichum</i> 属)、アメリカ斑点病 (<i>Mycena Citricolor</i>)、褐眼病 (<i>Cercospora coffeicola</i>)、赤衣病 (<i>Erythricium salmonicolor</i>)、白絹病の一種 (<i>Corticium</i> 属)	コーヒー	ブラジル コロンビア コスタリカ ドミニカ共和国 エルサルバドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ ニカラグア パナマ	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
ジメトモルフ	110488-70-5	慢性毒性	べと病 (<i>Peronospora sparsa</i>)	花卉類	エクアドル	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			べと病 (<i>Pseudoperonospora cubensis</i>)	メロン	コスタリカ	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
			べと病 (<i>Pseudoperonospora cubensis</i>)	スイカ	コスタリカ	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
エポキシコナゾール	133855-98-8	慢性毒性	黒シガトカ病 (<i>Micosphaerella fijiensis</i>)、黄シガトカ病 (<i>Micosphaerella musicola</i>)	バナナ	ベリーズ カメルーン コロンビア コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス コートジボワール パナマ フィリピン	2023年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			コーヒーノキ葉さび病 (<i>Hemileia vastatrix</i>)、炭疽病 (コレトトリカム属)、アメリカ斑点病 (<i>Mycena Citricolor</i>)、褐眼病 (<i>Cercospora coffeicola</i>)	コーヒー	ブラジル コスタリカ グアテマラ ケニア ニカラグア	2023年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
イプロジオン	36734-19-7	慢性毒性	ボトリチス病 (<i>Botrytis cinerea</i> Pers. :Fr.)、菌核病 (<i>S. sclerotiorum</i>)	花卉類	コロンビア エクアドル 米国	2023年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
			灰色かび病 (<i>Botrytis cinerea</i>)、炭疽病 (<i>Colletotrichum acutatum</i>)	レイボス	南アフリカ	2023年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -苗木、苗床にのみ使用を許可。
マンコゼブ	8018-01-7	慢性毒性	黒シガトカ病 (<i>Micosphaarella fijiensis</i>)、黄シガトカ病 (<i>Micosphaarella musicola</i>)	バナナ	ベリーズ ブラジル カメルーン コロンビア コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス コートジボワール メキシコ ニカラグア パナマ フィリピン スリナム	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			べと病 (<i>Peronospora sparsa</i>)、ボトリチス病 (<i>Botrytis cinerea</i>)	花卉類	コロンビア エクアドル	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
			べと病 (<i>Plasmopara viticola</i>)	ブドウ	ブラジル	2024年6月30日	-本指針3.6.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			トウモロコシ斑点病 (<i>Phaeosphaeria maydis</i>)	トウモロコシ	ブラジル	2024年6月30日	-本指針3.6.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			炭疽病 (<i>Colletotrichum</i> 属)	マンゴー	ブラジル プエルトリコ	2024年6月30日	-本指針3.6.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			べと病 (<i>Pseudoperonospora cubensis</i>)、炭疽病 (<i>Colletotrichum</i> 属) 葉枯病 (<i>Alternaria</i> 属)	メロン	ブラジル コスタリカ	2024年6月30日	-本指針3.6.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。



有効成分	CAS 番号	毒性分類	適用病害虫	農作物	国	例外の有効期限	条件
			黒斑病 (<i>Alternaria porri</i>)	タマネギ	ブラジル	2023年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			疫病 (<i>Phytophthora infestans</i>)、夏疫病 (<i>Alternaria solani</i>)	ジャガイモ	ブラジル チリ ウガンダ	2023年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
			べと病 (<i>Pseudoperonospora cubensis</i>)、炭疽病 (<i>Colletotrichum</i> 属) 葉枯病 (<i>Alternaria</i> 属)	スイカ	ブラジル コスタリカ	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。
プロピコナゾール	60207-90-1	慢性毒性	萎ちょう病 (<i>Fusarium</i> 属)、黒腐病 (<i>Ceratocystis paradoxa</i>)	パイナップル	コスタリカ エクアドル	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -種子処理にのみ使用を許可。
トリアジメノール	55219-65-3	慢性毒性	黒シガトカ病 (<i>Micosphaerella fijiensis</i>)、黄シガトカ病 (<i>Micosphaerella musicola</i>)	バナナ	コロンビア コスタリカ エクアドル グアテマラ ホンジュラス ニカラグア フィリピン	2024年6月30日	-本指針 3.6.1 項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。

3.6.1. 急性および慢性毒性を有する物質に関するリスク管理要求事項：



- a. 50歳未満の女性は、これらの農薬の散布は行わず、散布場所には立ち入らない、または近寄らない。
- b. 防護用具(PPE)は製品のラベルまたは製品安全データシート(MSDS)の記載どおりに着用する。散布者のPPEの詳細がラベルに記載されていない場合は、目を保護するもの(フェイスマスクやゴーグルなど)、および呼吸用保護具(防毒マスクなど)を備えた基本的な防護服⁷を着用する。
- c. 製品のMSDS、ラベルまたはセキュリティタグに規定された立ち入り制限時間(REI)を設定し、PPEを着用せずに農薬散布区域に入る人を保護するものとする。REIが異なる2つ以上の製品が同時に使用される場合、最も長い間隔が適用される。
- d. 散布者の1日の最大散布時間は8時間、最大4時間ずつの2シフトとし、散布時間の間には残留物を洗い流すために入浴し、シフトごとに清潔なPPE衣類を着用する。散布は一日のうちで最も涼しい時間帯に行われる。
- e. 影響を受ける可能性のある人たちまたはコミュニティを事前に特定し、散布前に警告する。散布された範囲を明確に示すために、わかりやすい旗や標識を使い、散布場所への立ち入りを禁止する。

3.7. 除草剤

インフォレスト・アライアンスは、表7に記載された条件を完全に満たす場合に限り、以下の除草剤の使用を許可します。

表7. 認められる除草剤の例外

有効成分	CAS 番号	毒性分類	病害虫	農作物	国	有効期限	条件
グルホシネート -アンモニウム	77182-82-2	慢性毒性	ススキメヒシバ (<i>Digitaria insularis</i>)	柑橘類	ブラジル	2023年6月30 日	<ul style="list-style-type: none"> -本指針3.7.1項に記載されているリスク管理要件を完全に満たしていること。 -統合雑草管理計画の一環として、またススキメヒシバ管理のためにのみ散布が許可される。 -密閉型キャビントラクターによる散布方法のみ許可される。 -6年未満のプランテーションにおける、農作物の境界線付近への散布に限定し、許可される。例、農作物の林冠部分の下など。 -例外について、有効期限後は更新の対象外とする。

⁷ 農薬取扱者の服装や靴は、長袖シャツの上につなぎ型の作業着、長ズボン、靴下、頑丈な靴を着用し、耐薬品手袋、目の保護具(フェイスマスクやゴーグルなど)、呼吸保護具(防毒マスクなど)を着用します。付属文書S1用語集 [Annex-1-Glossary.pdf](https://rainforest-alliance.org/Annex-1-Glossary.pdf) (rainforest-alliance.org) より。



3.7.1. 急性および慢性毒性を有する物質に関するリスク管理要求事項：

- a. 50歳未満の女性は、これらの農薬の散布は行わず、散布場所には立ち入らない、または近寄らない。
- b. 防護用具(PPE)は製品のラベルまたは製品安全データシート(MSDS)の記載どおりに着用する。散布者のPPEの詳細がラベルに記載されていない場合は、目を保護するもの(フェイスマスクやゴーグルなど)、および呼吸用保護具(防毒マスクなど)を備えた基本的な防護服⁸を着用する。
- c. 製品のMSDS、ラベルまたはセキュリティタグに規定された立ち入り制限時間(REI)を設定し、PPEを着用せずに農薬散布区域に入る人を保護するものとする。REIが異なる2つ以上の製品が同時に使用される場合、最も長い間隔が適用される。
- d. 散布者の1日の最大散布時間は8時間、最大4時間ずつの2シフトとし、散布時間の間には残留物を洗い流すために入浴し、シフトごとに清潔なPPE衣類を着用する。散布は一日のうちで最も涼しい時間帯に行われる。
- e. 影響を受ける可能性のある人たちまたはコミュニティを事前に特定し、散布前に警告する。散布された範囲を明確に示すために、わかりやすい旗や標識を使い、散布場所への立ち入りを禁止する。

⁸ 農薬取扱者の服装や靴は、長袖シャツの上につなぎ型の作業着、長ズボン、靴下、頑丈な靴を着用し、耐薬品手袋、目の保護具(フェイスマスクやゴーグルなど)、呼吸保護具(防毒マスクなど)を着用します。付属文書S1用語集 [Annex-1-Glossary.pdf \(rainforest-alliance.org\)](#) より。